令和５年８月15日発行第560号　毎月１回15日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

8
Aug. 2023
No.560

栃木県誕生150年
150 みんなで創る、未来のとちぎ

栃木県行政書士会
https://gt9.or.jp/

マスコットキャラクター
アドちゃん
©高井研一郎

栃木県行政書士会会報誌
行政書士
とちぎ
2023年
8月号

CONTENTS

1 目次
2 栃木県行政書士会の動き
2 ○福田栃木県知事を表敬訪問
2 ○第２回理事会開催
3 栃木県行政書士会　組織図
4 高齢者等生活サポート項目集
8 デジタルシフト入門
9 令和５年度行政書士試験要項
11 支部だより
12 栃木県行政書士会カレンダー（９月）
13 日行連だより
14 業務情報
15 おじゃましま～す！
16 支局かわら版（宇都宮）
17 研修会のお知らせ
20 申請取次行政書士の動向
22 会員の動き

No. 560

今月の表紙

オオルリ（撮影地：矢板市　県民の森）

大林　恒夫様

写真提供　美録会（栃木県シルバー大学校中央校 写真クラブOB会）

栃木県行政書士会の動き

福田栃木県知事を表敬訪問

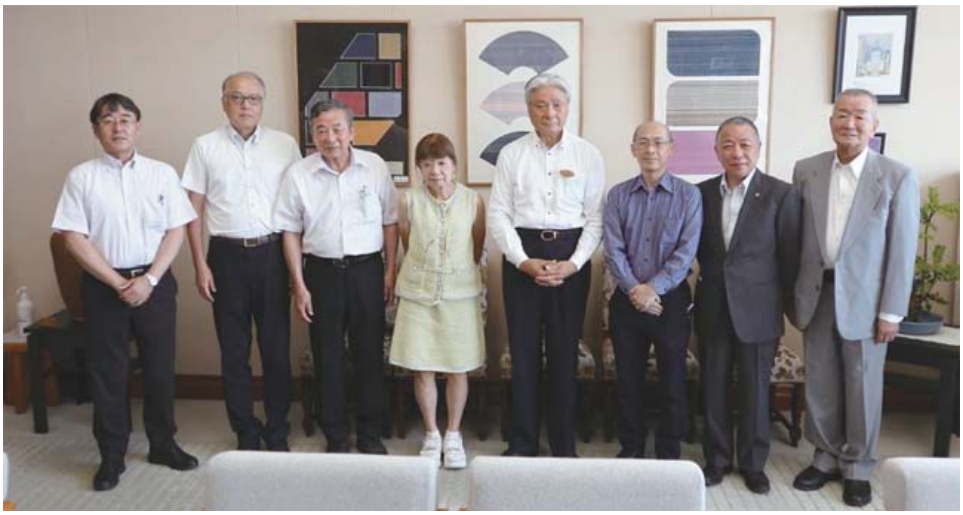

令和５年度の役員改選に伴い、新しい正副会長等により、栃木県庁に福田県知事を表敬訪問いたしました。

この日、７月２７日（木）は梅雨明けの連日の猛暑が続く陽気ではありましたが、出席者８名は県庁１階ロビーに集合し、約束頂いた午前１１時３０分、９階の県知事室を訪問しました。

冒頭、安野会長より、福田知事に対して，本年度の総会に出席頂いたお礼と、本会の名誉会長就任の委嘱状をお渡ししたのち、懇談に入りました。

話題は時節柄、電子申請から始まりましたが、知事からは「昨日の全国知事会でも会議はペーパーレスで、タブレットが渡される。昭和の時代が遠くなりました」というようなエピソードも聞かされ、和やかな雰囲気の中にも行政書士業務における今後の展望について、多くの有意義なご示唆を頂きました。

秘書課の入り口まで知事の見送りを受けた出席者一同は、今日の訪問により、職責の重大さと行政書士の社会的使命を改めて感じました。

（副会長　吉沢文雄）

第２回理事会開催

７月５日ライトキューブ宇都宮２０１大会議室において、５月の定期総会で選任された新役員による初めての理事会が開催されました。

まず、議事に先立ち、各種の報告がありました。

（１）日行連定期総会について

（２）日本行政書士会連合会理事について
当会からは安野光宣会員を推薦し、日行連定時総会にて承認された。

（３）部の編制について

（４）行政書士試験場責任者について
関比佐江会員が指名された。

続いて、議案審議に移り、次の議案について、いずれも可決承認されました。

議案第１号　相談役の委嘱について

議案第２号　令和５年度事業実行計画の具体的推進について

今後、各部主催の研修会等の事業が展開されていきます。会員のみなさまの積極的なご参加をお待ちしております。

なお、部の編制および相談役の委嘱の結果については、次ページの組織表をご参照ください。

令和５年度・令和６年度
栃木県行政書士会　組織図

（敬称略）

名誉会長
福田　富一（宇）

相談役
須永　威（佐）
住吉　和夫（宇）
横山　眞（宇）
浅野　吉知（鹿）

監事
菊地　誉（那）
佐々木真弓（宇）
小島　和之（栃）

会長
安野　光宣（宇）

副会長
毛塚　勝行（栃）

財務経理部
◎関　比佐江（小）
〇大塚　弘大（那）
神山奈緒美（鹿）

土地利用開発部
◎佐藤　栄一（塩）
〇小林　謙二（足）
大塚　圭希（鹿）

副会長
手塚　理恵（宇）

国際部
◎深見　史（宇）
〇伊澤　恵子（宇）
西川　育美（宇）

建設環境部
◎井上　尉央（宇）
〇片柳　秀明（小）
福田　雅友（栃）

副会長
豊田　近弘（那）

広報部
◎田村　尚枝（宇）
〇村上　和雄（塩）

制度推進部
◎豊田　近弘（那）
〇山ノ井一男（栃）
大瀧　清一（芳）
上杉　哲哉（日）

副会長
吉沢　文雄（足）

運輸交通風営部
◎相山　有美（足）
〇田代　勝康（宇）
長竹　基行（佐）
小池　学（宇）

中小企業支援部
◎長竹　基行（佐）
〇金田　修治（宇）
桐生　雅弘（小）

デジタルシフト推進委員会

申請取次行政書士管理委員会

暴力団等排除対策委員会

副会長
大橋　勝典（小）

総務部
◎中三川浩志（宇）
〇江藤　正巳（佐）
関　比佐江（小）
室賀　芳明（那）

職務上請求書管理委員会

市民法務部
◎小平　磨弓（宇）
〇髙山　伸人（宇）
鈴木　栄司（芳）

県内１０支部

宇都宮支部	芳賀支部
足利支部	塩那支部
佐野支部	那須支部
栃木支部	日光支部
小山支部	鹿沼支部

綱紀委員会
◎青木　勇夫（栃）　野澤　勇（小）
〇田渕　徹（那）　小野﨑一仲（塩）
田代　昌宏（宇）　星　操（芳）
辻野　葉子（宇）　小柳　洋（日）
齋藤　和久（足）　石嶋　利彦（鹿）

◎：部長・委員長
〇：副部長・副委員長
ゴシック体の氏名：理事
氏名横の（ ）：所属支部

２３．よりよい消費生活をおくるために

近年、オレオレ詐欺などの高齢者をターゲットとした卑劣な犯罪の横行にあわせて、同じく高齢者等を狙ってのあの手この手の悪質商法が繰り返されています。

代表的な手口としては

① マルチ商法・マルチまがい商法

② アポイントメントセールス

③ 架空請求・不当請求

④ ネット広告等をきっかけとしたトラブル

などがあり、その防波堤として、相談等を行うために消費生活センターが設置されています。

１．消費生活センターについて

消費生活センターは地方自治体が設置する行政機関で、事業者に対する消費者からの苦情や相談のほかに、消費者への啓発活動や生活に関する情報提供などを行っています。

都道府県においては、事業者に対する苦情に係る相談等の事務を行う施設等として「設置義務」があり（栃木県は、生活文化スポーツ部　くらし安全安心課内）、市区町村においては、設置に関しては「努力義務」となっています。栃木県内市町は、１４市１１町の全部に設置されています。

２．国民生活センター（独立行政法人）

地方公共団体の消費生活センターを通じての相談窓口の元締めとして国民生活センターが設置されています。業務の内容は、一般消費者からの直接、間接の相談に併せて、総合的な見地から国民生活に関する情報の提供および調査研究です。また、重要消費者紛争について、法により解決の手続きを実施できる機関です。

◆消費相談の人的資源（消費生活専門相談員）について

消費生活相談の知見を持つ専門職員として、資格制度に基づいて消費生活専門相談員が置かれています。この職制は内閣総理大臣認定の国家資格で、１９９１年から実施されています。

これは、国民生活センター及び各地の消費生活センターで消費者相談に携わる相談員の能力、資質の向上を図るため、相談業務に関わる公的資格制度として整備されたものです。５年ごとに更新研修があります。

3．消費者ホットライン１８８（いやや）

電話番号の１８８は、全国共通の３けた番号で、「誰もがアクセスしやすい相談窓口」として開設されたものです。

困った時にはひとりで悩まずに消費者ホットライン１８８に電話をすると、地方公共団体の設置している身近な消費者センターや消費生活相談窓口に相談するよう案内してくれます。

土日祝日で都道府県等の消費生活センターが開設していない場合、国民生活センターに直接電話が繋がることになっています。

4．クーリング・オフ

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売など特定取引の場合に、一定の期間内であれば無条件で契約を解除出来る制度をいいます。事業者などから強引な勧誘を受け、契約してしまった場合に利用できます。

クーリング・オフができる取引は、法律で定められています。また、事業者が約款で定めている場合もあります。（※1）　なお通信販売は、原則クーリング・オフできないほか、化粧品、健康食品などの消耗品的性質の商品は、すでに使用した場合、その分は、原則クーリング・オフできないことに注意が必要です。

【特定商取引法によるクーリング・オフ】

取引形態	適用対象	期間
訪問販売	事業者の店舗や営業所等以外での場所での、原則すべての商品・サービスおよび特定権利（※2）の契約	8 日間
電話勧誘販売	事業者から電話で勧誘を受けた（電話をかけさせられた場合も含む）原則すべての商品・サービスおよび特定権利（※2）	8 日間
連鎖販売取引	他の人を販売組織に加入させると利益が得られるなどと勧誘し、商品を買わせたり、サービスを受けさせるなどの金銭的負担をさせる契約（マルチ取引）	20 日間
特定継続的役務提供	契約金額が 5 万円を超え、かつ一定の期間を超えるエステティックや語学教室などの契約	8 日間
業務提供誘引販売取引	事業者が提供・あっせんする仕事をすれば収入が得られると勧誘し、仕事に必要な商品を買わせたり、サービスをうけさせたりするなどの金銭的負担をさせる契約（内職商法）	20 日間
訪問購入	店舗以外の場所で、事業者が消費者から物品を買い取る契約。クーリング・オフ期間中は、事業者への物品の引き渡しを拒むことができる。	8 日間

※1　クーリング・オフの適用条件を、法令よりも消費者にとって有利にしている場合もあります。

※2 ①施設を利用、または役務の提供を受ける権利のうち政令で定めるもの
②社債その他の金銭債権
③株式等の権利（無登録業者が取引を行う場合に限る）

●クーリング・オフ手続きの手順例

①クーリング・オフが適用される取引ですか？

法律で対象とされる取引の一例は、前頁で確認してください。

②契約書または申込書を受け取りましたか？

契約書または申込書（以下、「書面」といいます。）を受け取った日がクーリング・オフ期間の起算日です。書面を受け取っていない場合は、クーリング・オフ期間は始まりません。

③クーリング・オフ期間内ですか？

期間内であれば、商品を使用したり、サービスを受けたりしていても、原則クーリング・オフが可能です。

④クーリング・オフを妨害されていませんか？

妨害行為があればクーリング・オフ期間は延長されます。妨害行為とは、事業者が「クーリング・オフできない」とうその説明をしたり、消費者を脅して手続きさせなかったりすることをいいます。

⑤クーリング・オフは、はがきなどで通知をしましたか？

通知を発信した日にクーリング・オフの効果が発生します。郵便局の窓口から「特定記録郵便」や「簡易書留」など発信の記録が残る方法で送るようにしてください。

⑥支払ったお金は戻りましたか？

事業者は消費者に損害賠償や違約金を請求することができず、消費者は支払ったお金を全額返してもらえます。商品を受け取っているときは、事業者に引き取り請求をしてください。

5．栃木県内の消費生活センター設置状況（電話連絡先）

・栃木県消費生活センター　０２８-６２５-２２２７（相談専用）
・宇都宮市消費生活センター　０２８-６１６-１５４７
・足利市消費生活センター　０２８４-７３-１２１１
・栃木市消費生活センター　０２８２-２３-８８９９
・佐野市消費生活センター　０２８３-２０-３０１５
・鹿沼市消費生活センター　０２８９-６３-３３１３
・日光市消費生活センター　０２８８-２２-４７４３
・小山市消費生活センター　０２８５-２２-３７１１
・真岡市消費生活センター　０２８５-８４-７８３０
・大田原市消費生活センター　０２８７-２３-６２３６
（大田原市・那珂川町）
・矢板市消費生活センター　０２８７-４３-３６２１
（矢板市・塩谷町）
・那須塩原市消費生活センター　０２８７-６３-７９００
・さくら市消費生活センター　０２８-６８１-２５７５
・那須烏山市消費生活センター　０２８７-８３-１０１４
・下野市消費生活センター　０２８５-４４-４８８３
・上三川町消費生活センター　０２８５-５６-９１５３
・芳賀地区消費生活センター　０２８５-８１-３８８１
（益子町・茂木町・市貝町・芳賀町）
・壬生町消費生活センター　０２８２-８２-１１０６
・野木町消費生活センター　０２８０-２３-１３３３
・高根沢町消費生活センター　０２８-６７５-３０００
・那須町消費生活センター　０２８７-７２-６９３７

※参考として、お金がらみの電話や訪問にあった場合、不安を感じたり、不審だと思ったら、警察総合相談窓口として、＃９１１０に連絡することをお勧めします。

デジタルシフト入門

デジタルシフト推進委員会

第１１回　地図に関するインターネットサイト

本年１月に、法務局から全国の登記所備付地図の電子データが無償で一般公開されることになりました。ニュースでも話題になったのでご存じの方も居られると思います。

「法務局が有する地図データは、地図証明書・図面証明書として法務局で写しの交付を受ける方法や、インターネットでＰＤＦデータの閲覧をする方法で、情報の提供を行ってきました。

今回新たに、加工可能なデータをＧ空間情報センターに公開することで、生活関連・公共サービス関連情報との連携や、都市計画・まちづくり、災害対応などの様々な分野で、地図データがオープンデータとして広く利用され、新たな経済効果や社会生活への好影響をもたらすことが期待されます。」（「　」内は法務省ホームページより引用）

一般公開以来、半年が過ぎ、インターネット上には、この電子データを利用したサービスが次々に登場しています。特に自治体では、災害対策の一環として地図データの活用が活発です。一般企業では、統計データと合わせて或いは、特殊な用途に活用している例があります。

法務局は、データをダウンロード可能としましたが、電子データを利用したり閲覧するには、別の手立てが必要になります。今回は、登記所備付地図データを無料で簡単に閲覧できるインターネットサイトを紹介します。

登記所備付地図データオンライン閲覧サイト

「地図情報システムＷｅｂ－ＧＩＳ」は、ネオ・ジーアイエス社が提供する、閲覧サイトです。

全国の任意の土地の区画、地番を閲覧できます。但し、無料提供されたアプリは、印刷ができないなどの制約が多々あります。閲覧及び、区画の面積、長さなどを図る等には利用できそうです。

「ＭＡＰＰＬＥ法務局地図ビューア」は、登記所備付地図データをマップル地図に重ねた閲覧サイトです。マップルが持っている機能と連携したサービスを提供していくものと思われます。

「地番検索くん」というサイトは、災害救助、農業従事者、不動産関係者など、あらゆる業界の方の助けになるサービスを目指すとしています。

登記所備付地図の電子データは 不動産登記法第１４条によって作成されています。１４条地図は、正確な測量に基づいて、筆ごとの土地についてその区画と地番を明確に表示しています。従って、データを閲覧（表示）するにパソコンにある程度の能力が必要となります。この点は、注意が必要です。

その他有用と思われる地図サイト

登記所備付地図の電子データとは離れ、特色のある地図サイトを紹介します。

「ｅＭＡＦＦ農地ナビ」は、農地を取り扱っている会員には、良く知られている地図サイトかと思います。このサイトは、農地法に基づいて、農地情報を地図情報とともに公表しています。誰でも無料で利用できます。

「Ｍａｐ２５０００」は、地図の印刷に特化したサイトです。地図を添付する申請には、いささか気を使います。このサイトは、所望の地域の25,000 分の１地図を容易に印刷することが可能です。地形図を縮尺を合わせてＰＤＦ印刷したり、ワードに貼り付けることができます。

今回は、無料で利用できる地図に関するインターネットサイトを幾つか紹介しました。

インターネットには、目的に応じた多くのサイトがあります。行政書士には地図が必要な業務もありますので、活用できるものを探してみては如何でしょうか。

デジタルシフト推進委員会では、令和５年度も会員のデジタルスキルアップを図るための研修会を予定しています。

また会員専用サイトには、紹介したアプリや、ツールの紹介動画も掲載しています。こちらもぜひご利用ください。

（デジタルシフト推進委員会　室賀芳明）

令和５年度　行政書士試験要項（抜粋）

１．試験概要

(1)試験日及び時間

令和５年１１月１２日（日）　午後１時～午後４時

※試験室への入室：午前１１時５０分より可

※集合時刻：午後０時２０分

(2)試験の科目及び方法　※筆記試験

試験科目	内　容　等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数４６題）択一式及び記述式	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、**法令については令和５年４月１日現在施行されている法令に関して出題。**
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数１４題）択一式	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(3)試験場所

宇都宮大学峰キャンパス（栃木県宇都宮市峰町350）

２．受験申込み手続き

(1)郵送による受験申込み

①受付期間

令和５年７月２４日（月）～８月２５日（金）

②郵送先

（一財）行政書士試験研究センター試験課　宛

受験願書と一緒に配布する封筒を使い、郵便局の窓口から「簡易書留郵便」で発送してください。

８月２５日（金）までの消印有効。

③提出書類

受験願書一式（「振替払込受付証明書」および「顔写真」を添付したもの）

④受験手数料

１０，４００円

受験願書の受付期間内に、必ず所定の払込用紙により、郵便局の窓口で払い込んでください。

⑤受験願書の配布場所及び配布期間

【配布場所】（栃木県内のみ記載）

・栃木県経営管理部文書学事課
（宇都宮市塙田１－１－20 栃木県庁舎本館内）

・栃木県広報課県民プラザ室
（宇都宮市塙田１－１－20 栃木県庁舎本館内）

・栃木県上都賀県民相談室
（鹿沼市今宮町1664－1　栃木県庁上都賀庁舎内）

・栃木県芳賀県民相談室
（真岡市荒町116-1　栃木県庁芳賀庁舎内）

・栃木県下都賀県民相談室
（栃木市神田町６－６　栃木県庁下都賀庁舎内）

・栃木県安蘇県民相談室
（佐野市堀米町607　栃木県庁安蘇庁舎内）

・栃木県足利県民相談室
（足利市伊勢町４－19　栃木県庁足利庁舎内）

・栃木県小山県民相談室
（小山市犬塚3－1－1　栃木県庁小山庁舎内）

・栃木県那須県民相談室
（大田原市本町2-2828-4　栃木県庁那須庁舎内）

・栃木県塩谷県民相談室
（矢板市鹿島町20－22　栃木県庁塩谷庁舎内）

・栃木県南那須県民相談室
（那須烏山市中央１－６－92　栃木県庁南那須庁舎内）

・栃木県行政書士会
（宇都宮市西一の沢町１－22　栃木県行政書士会館）

【配布期間】

令和５年７月２４日（月）～８月２５日（金）

(2)インターネットによる受験申込み

①受付期間　令和５年７月２４日（月）午前９時～８月２２日（火）午後５時まで

（一財）行政書士試験研究センターのホームページにアクセスし、必要事項を入力して下さい。

注）本人名義のクレジットカード又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

※都道府県庁、行政書士会等での受付は行いません。

３．受験票の交付

受験票は、令和５年１０月２３日（月）（予定）に発送します。試験当日試験場に必ず持参してください。

４．試験結果の発表と通知

試験結果は、令和６年１月３１日（水）午前９時から、合格者の受験番号を（一財）行政書士試験研究センター事務所の掲示板に公示（掲示）します。公示後、受験者には全員に合否通知書を郵送します。

また、（一財）行政書士試験研究センターのホームページに合格者の受験番号を登載します。

合格者には、令和６年２月１６日（金）（予定）に合格証を簡易書留にて発送します。

５．特例措置の実施

(1)身体の機能に障がいのある方等で試験中に特例措置を希望される方には、障がいの状況により必要な措置（点字試験を含む）を行うことがあります。

(2)特例措置を希望される方は、受験申込みに先立って、必ず（一財）行政書士試験研究センターまでご相談ください。事前に連絡なく、直接試験場に来られた場合には対応いたしかねますのでご注意ください。

６．連絡先（問い合わせ先）

一般財団法人　行政書士試験研究センター

所　在　地　〒１０２－００８２

東京都千代田区一番町25番地　全国町村議員会館３階

電話番号（試験専用）０３－３２６３－７７００

ホームページ https://gyosei-shiken.or.jp

本ページは抜粋です。「郵送による受験申込み」の手続きをされる方は、必ず試験案内・受験願書をお取り寄せいただき、全文をご覧ください。

令和５年度　行政書士試験監督員の募集について

栃木県行政書士会では、令和５年１１月１２日（日）に宇都宮大学峰キャンパスで行われる行政書士試験の試験監督員を募集します。
行政書士を志す受験者の将来を左右する試験です。公正で厳粛な態度で臨める方を希望します。
監督員は、**下記の説明会および試験当日の両方に必ず出席できる方に限ります。**

◎応募資格　栃木県行政書士会会員
※ただし、行政書士試験に関する講座を開設している専門学校等を経営している会員やその講師をしている会員は応募できません。

◎業務内容　試験当日の試験室準備、準備状況確認、試験室の試験実施に伴う業務、答案用紙回収・点検等
※応募人数の状況によっては、監督員ではなく本部員業務（試験全体の運営、受験者誘導、監督員のサポート等）に従事していただくこともあります。

◎説 明 会　令和５年１１月７日（火）１３：３０～１６：３０
令和５年１１月８日（水）１３：３０～１６：３０
※両日とも同じ内容です。
いずれかご都合のよい日、または「どちらでもよい」をお選び下さい。

◎説明会場　栃木県教育会館　大会議室（宇都宮市駒生１丁目１番６号）

◎試 験 日　令和５年１１月１２日（日）（監督員としての業務は９：００頃～１８：００頃）
※当日は現地集合になります。

◎申込方法　下記申込書を事務局宛てにＦＡＸ送信して下さい。

◎申込〆切　令和５年９月８日（金）１７：００

◎募集人数　４０名前後（受験者数により増減あり）
※応募多数の場合は抽選等により、試験場責任者において選任いたしますのであらかじめご了承ください。結果については、１０月１５日までに郵送でお知らせいたします。

◎旅費日当　（一財）行政書士試験研究センターの支給規程により、試験終了後に指定口座へ振込となります。あらかじめ本人名義の口座を直接センターに届け出る必要があります。詳細は、８月末までに当会ホームページの会員専用ページ「事務連絡」に掲載します。

栃木県行政書士会事務局 行（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）　　令和５年　　月　　日

令和５年度　行政書士試験　試験監督員申込書

支　　部		氏　　名	
説明会希望日	１１／７（火）　・　１１／８（水）　・　どちらでもよい （いずれかに〇をつけてください）		

支部だより

【塩　那】

支部役員会開催

６月２４日（土）午前１０時３０分より１１時３０分まで、さくら市喜連川公民館の研修室にて第１回支部役員会が開催されました。梅雨の湿度の高い季節でありながら、外から吹く風がわずかに涼しく感じる中で１３名の役員が参加しました。

会議の冒頭では、支部長より会長表彰や感謝状、総務大臣表彰が会員の該当者に贈呈されたことの報告がありました。

議題内容は、①支部研修会について、②支部研修旅行について、③無料相談会について、④ＰＲグッズについてですが、それぞれの具体的な内容や日程が協議されました。

特に①支部研修会の内容に関しては経験豊かな会員の意見もある中でテーマが決まり、常日頃の業務を進めるにあたりとても有意義な研修会になると感じました。８月１９日（土）に開催されます。

また、③無料相談会については各市町のイベント開催が１０月・１１月に多く集中するため、市民のみなさまとの交流も多くなっていくと思います。

猛暑日の対策やコロナ感染にも配慮が必要ではありますが、このような中でも今後の塩那支部の活動は期待が高まりそうです！！

（支局長　永井裕子）

【佐　野】

支部理事会開催・支部ホームページ開設

７月１２日（水）午後４時より、仙水閣にて、令和５年度第２回佐野支部理事会が開催され、本年度の事業計画等について検討を行いました。本年度も、佐野市主催の合同相談会（無料相談会）を継続して開催いたします。また、感染症の影響により数年間自粛しておりました、市民公開講座の開催を、来年２月に予定しております。

５月に行われた支部定期総会にて、金子裕佐野市長に要望した件に関して、まずは民生委員に向けて行政書士のパンフレット２種を配布していただくこととなりました。各業界の専門家と連携し、協力して地域社会に貢献できると幸いです。

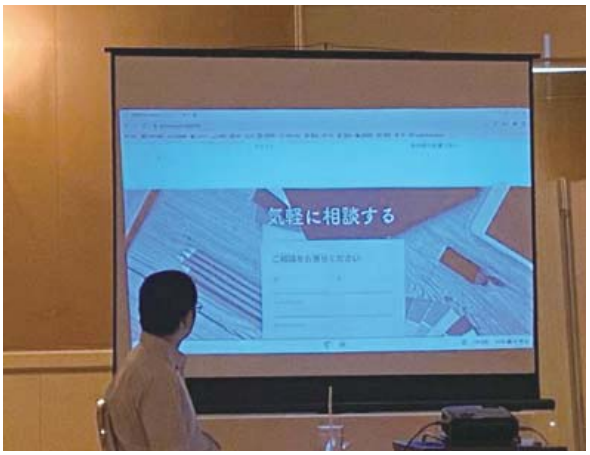

また、この度、佐野支部のホームページが開設されました。スマートフォンからの閲覧もしやすく、佐野支部宛てにお問い合わせいただくことも可能となっておりますので、ぜひ一度ご覧ください。（https://www.gyosano.com/）

（支局長　栗田愛野）

【那　須】

支部役員会開催

７月１３日（木）午後１時より、厚崎公民館の研修室にて、令和５年度第３回役員会が開催されました。

本年度から支部役員の相互連絡活性化・情報共有ツールとしてチャットツールの導入や、無料相談会のスケジュールを協議しました。

無料相談会では、開催場所により執行部担当者を決め、計画作成の準備や進行等をお願いすることになりました。

また、８月３日（木）に開催される、税理士を兼業する支部役員による「インボイス制度について」の支部研修の他、司法書士を兼業する支部役員による「相続土地国庫帰属制度の概要」の支部研修を１２月７日（木）に開催する予定としました。これらの支部研修は、他支部の方でも参加できますので積極的に参加していただけることを期待しています。

（支局長　加藤宏一）

栃木県行政書士会カレンダー（９月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
5	火	総務部会	13:30～16:30	総務部
6	水	登録説明会	10:00～11:00	総務部
		土地利用入門研修会	13:30～15:30	土地利用開発部
		市民相談会(於:足利市役所１階市民相談室)	13:00～16:00	足利支部
7	木	広報部会	13:30～	広報部
11	月	貨物研修会第１回	13:30～16:00	運輸交通風営部
		行政書士無料相談 （於:宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
13	水	ＴＩＡ（栃木県国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
		申請取次新規受付	13:30～16:30	申取管理委員会
		外国人在留資格無料相談 (於:足利市生涯学習センター２階マナヴィの部屋)	13:00～16:00	足利支部
15	金	行政書士無料相談（於:栃木市役所本庁舎２階市民相談室）	14:00～16:00	栃木支部
20	水	ＫＩＦＡ（鹿沼市国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
		シリーズ「相続」研修会　第１回 相続の相談・受任・実務について	13:30～16:10	市民法務部
		行政書士による相談（於：田沼中央公民館） （問い合わせ:佐野市市民生活課 0283-20-3014）	13:30～16:00	佐野支部
21	木	登録説明会	10:00～11:00	総務部
		封印報告書確認	13:30～15:00	封印管理委員会
22	金	農地法基礎研修会	13:30～	土地利用開発部
24	日	市民プラザ無料相談会 （於:うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00～16:00	宇都宮支部
26	火	会社設立基礎研修会	13:30～16:00	中小企業支援部
27	水	日行連一般倫理研修会（於：コンセーレ大ホール）	13:30～16:30	総務部
		行政書士無料相談（於:壬生町役場１階１０２会議室） （予約問い合わせ:壬生町生活環境課くらし安心係 0282-81-1826）	14:00～16:00	栃木支部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連№	文書の表題
376	申請取次事務研修会（９月ＶＯＤ方式）の開催について
377	届出済証明書の更新手続きにおける理由書提出者の実務研修会修了証書の取り扱いについて
383	発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について
384	ＯＳＳ申請共同利用システムに係る行政書士法人の利用申込の開始について
393	令和５年度定時総会議事録の送付について
439	令和５年度行政書士制度ＰＲ動画の公開について
440	令和５年度行政書士制度ＰＲポスター及びポスター画像の取扱い等について
441	日行連が行う行政書士制度広報月間事業について
459	理事会の議事結果について

日行連の一般倫理研修が全会員に「義務化」されました

〇現在会員の方は、令和6年3月31日までに修了する必要があります。
〇日行連中央研修所研修サイトより、オンラインで受講できます。
　研修サイトを初めてご利用の方は、下記の要領でIDとパスワードを申し込んでください。
〇オンラインでの受講が難しい方は、集合研修で受講できます。（→P.20 に案内があります）

1. 日行連のホームページにアクセスし、「中央研修所研修サイト」のバナーをクリックします。

2.「ID・パスワード申込」から、必要事項を入力して申し込んでください。

開発許可基準に関する条例で指定する区域(案)の公表について
～佐野市都市建設部より～

標記の件について、佐野市都市建設部都市計画課より周知依頼がありました。
「佐野市都市計画法第３４条第１１号に規定する開発行為の許可の基準に関する条例」で指定する区域についてその区域（案）を次のとおり公表します。

１．閲覧場所
・佐野市役所　都市計画課窓口
・佐野市ホームページ
ホーム　＞　組織一覧　＞　都市建設部　＞　都市計画課　＞　業務案内　＞
まちづくり・市街地活性化　＞　開発許可基準に関する条例で指定する区域（案）について

２．留意点
・指定区域での申請には令和６年４月１日以降の申請受付からになります。
令和６年３月３１日までの申請は、現行の通り５０戸連たんの確認が必要となります。
・原則指定区域外を含む申請は出来ません。
・指定区域内であっても道路状況等、他法令の基準により申請できない土地もありますので、注意してください。

OSS 申請共同利用システムに係る行政書士法人の利用申し込みの開始について
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 384 号】
ＯＳＳ申請共同利用システムに係る行政書士法人の利用申し込みの開始について.pdf

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 383 号】
発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について.pdf
国不建推第 21 号
発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について.pdf
発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第５版）.pdf
発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン改定新旧対照表.pdf
（参考）建設業法令遵守ガイドライン.pdf

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今月は、鹿沼市の上殿町で事務所を構える青柳孝行政書士事務所（税理士）にお伺いしました。

氏　　名　青柳　孝（あおやぎ　たかし）
事務所名称　青柳孝行政書士事務所
所　在　地　鹿沼市上殿町９３０番地１０
入　会　日　令和５年５月１日

○税理士事務所経営前にはどのような事をされていましたか。

教師になりたくて、宇都宮大学教育学部を卒業後、採用試験に合格し、３２歳までは中学校の教師をしておりました。担当科目は国語でした。教師を１０年やった税理士は、たぶんいないと思います。

○３代続く税理士事務所とのことですが、歴史をお伺いさせてください。

祖父の青柳喜宗が初代所長になります。宇都宮税務署を退官後、昭和３１年１１月に鹿沼市の中田町にて創業しました。二代目は私の父である青柳敏雄です。父は、祖父の体調が悪くなったこともあり、昭和４７年に東京国税局を退官し、鹿沼に帰郷、税理士事務所を引き継ぎました。父は生涯現役で居ましたので、三代目の私が所長になったのは、平成３１年１月で、現在に至ります。

○行政書士業務を始めたきっかけをお伺いします。

税理士をしておりますので、これまでは顧問先を中心に相続業務を受託しておりました。

そんな中、顧問先ではないお客様からの相続のご依頼をいただきました。顧問先であれば、家族関係や資産状況等をある程度把握していますが、始めてのお客様なので、何もわかりません。

そんな中、お客様と協力して業務を処理させていただきました。相続自体も途中で数次相続になってしまい、相続人の方々に細かな質問もさせていただきましたし、逆に、お客様の様々なご質問にもご対応させていただきながら、業務を完了までこぎつけました。

最後に、お客様から「相続手続きはとても勉強になったし、楽しめた」というお言葉をいただきました。自分も、達成感と同時に、お客様の問題解決ができた喜びを感じ、その時に、本格的に相続業務に取り組んでみようと思ったのがきっかけです。

○今後はどのように相続業務に取り組んでいきたいですか。

今までは、お客さまに対して、書類収集等をお願いしておりましたが、お忙しいお客様に対してワンストップサービスも必要と感じております。

戸籍等の取得等は、慣れていない方にとっては大変だったりしますし、法定相続情報の利便性も増しております。書類の取得サポート体制もしっかり構築していきたいと考えております。

士業はサービス業、専門知識をもってお客様の問題解決が使命だと思っております。しっかりと肝に命じて取り組んでいきたいです。

○趣味等をお聞かせください。

ミュージカル等は昔から好きで、良く見に行っておりました。最近は忙しくてなかなか行けないのが残念ですが、９月に劇団四季が宇都宮で公演に来るので、本当に楽しみにしております。

また、神社仏閣等を回るのが好きなので、時間を作って、全国各地を散策したいですね。

お忙しい中、本当にありがとうございました。

（鹿沼支局長　小太刀庸恭）

支局かわら版

いよいよLRT開通（LRTとNCC）

宇都宮支部

来る令和５年８月２６日、芳賀・宇都宮ライトレール（ＬＲＴ）が開業します。これまで宇都宮市はＪＲ線、東武線の鉄道路線がありましたが、既存の路線の延長や改良ではなく、新規の路面電車としては国内で７５年ぶりとなる開業、路面電車がなかったまちにＬＲＴを新設して開業するのは、国内初とのことです。

ＬＲＴの全体整備区間は、宇都宮地域の東西を縦貫する路線として計画されており、西側は栃木県教育会館付近から東武駅付近、ＪＲ宇都宮駅を経由し、宇都宮大学陽東キャンパス、清原工業団地を経て芳賀・高根沢工業団地へ至るルートとなっております。（今回は優先整備区間）

宇都宮市東部を流れる鬼怒川左岸には清原工業団地、芳賀工業団地、芳賀・高根沢工業団地があり、これら工業団地には約３．５万人を超える従業員が勤務しております。そのため慢性的な交通渋滞は長年にわたって大きな問題となっておりました。しかしながら、新しい交通システムであるＬＲＴを導入することにより、交通渋滞の解消のほか、新たな都市構造の形成のビジョンが見えてきたと考えられます。

【ＬＲＴとＮＣＣ】

宇都宮市の今後の都市整備の基本方針の中にネットワーク型コンパクトシティ（ＮＣＣ）構想というものがあります。

これは、少子高齢化に伴う人口減少など様々な要因により都市機能の低下を防ぐため、既存の地域拠点を中心として、生活に必要なまちの機能を充実させ、コンパクトなまち（地域拠点）同士を便利な公共交通機関（ＬＲＴ等）でつなぐ都市整備計画です。これにより過度に車に頼らずに、各拠点で様々なサービスを受けることが出来るまちづくりを計画しているものであります。

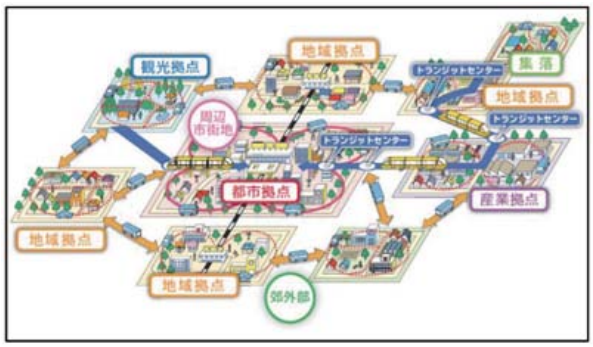

現在地域拠点として、７地区（篠井、富谷、国本、城山、豊郷、横川、平石）が指定されております。

【調整区域内における行政手続きについて】

今般新設されたＬＲＴの沿線やＮＣＣの地域拠点について、ほとんどが調整区域内となっております。周知の通り、調整区域は都市計画法や農地法上の規制が厳しく、簡単には建物を建てたり、農地を転用したりはできません。

しかしながら、前述の地域拠点内では、日常生活に必要な商業や子育て支援などの生活利便機能を誘導するため、診療所、ドラックストア、金融機関などの施設の設置に関しては緩和措置が取られております。

また、農地法の規定に基づいて、ＬＲＴの駅舎についても鉄道の駅に該当するため、駅から５００ｍ以内については第二種農地に、駅から３００ｍ以内については第三種農地となり、一般的な調整区域よりは転用の可能性が広がると考えられます。（それぞれ農振農用地を除く）

このように新たな交通インフラの整備やそれに伴い関連施設の建築など、都市計画に新たな刺激がある場合、それに伴う関連手続きが増えてくると考えられます。

我々もそのような情報にアンテナを伸ばし、よりよい街づくりの一翼を担えればと切に願います。

（資料参照：宇都宮市ＨＰ）

（支局長　前澤秀樹）

研修詳細

土地利用入門研修会

土地利用開発部　主催

○開催日時　令和５年９月６日（水）１３：３０～１５：３０
○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○研修内容　行政書士の主要業務である土地利用業務全般について学ぶ初級者向けの研修会です。具体的な依頼内容をいくつか想定しながら、学びます。
○講　　師　行政書士　佐藤　栄一
○対 象 者　会員、補助者（一事務所　会員１名もしくは補助者１名）
○定　　員　２４名　※受講者証を送付します。
○受 講 料　５００円
○申込方法　ＦＡＸまたはメール。（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）
○申込締切　９月１日（金）

研修詳細

貨物自動車運送事業研修会（全２回）　第１回

運輸交通風営部　主催

○開催日時　令和５年９月１１日（月）１３：３０～１６：００
○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○研修内容　行政書士と一般貨物自動車運送事業
○講　　師　行政書士　齋藤　貴史
○対 象 者　会員、補助者（多くの事務所の方が受講できるように、一事務所、会員１名もしくは補助者１名でお願いします。）
○定　　員　１５名　※受講者証を送付します。
○受 講 料　５００円
○申込方法　ＦＡＸまたはメール。（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）
○申込締切　９月３日（日）

研修詳細

貨物自動車運送事業研修会（全２回）　第２回

運輸交通風営部　主催

○開催日時　令和５年１０月２日（月）１３：３０～１６：００
○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○研修内容　行政書士とその他の運送事業
○講　　師　行政書士　齋藤　貴史
○対 象 者　会員、補助者（多くの事務所の方が受講できるように、一事務所、会員１名もしくは補助者１名でお願いします。）
○定　　員　１５名　※受講者証を送付します。
○受 講 料　５００円
○申込方法　ＦＡＸまたはメール。（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）
○申込締切　９月２４日（日）

研修詳細

シリーズ「相続」研修会　第１回

市民法務部　主催

市民法務部では、今年度も相続に関する研修を４回シリーズで企画いたしました。
新入会員の方、相続業務をこれからやってみたいと思う方は、ぜひご参加ください。
シリーズ研修ではありますが、内容は各回独立していますので、受講したい内容のみの参加で問題ありません。

○開催日時　令和５年９月２０日（水）１３：３０～１６：１０
○開催場所　栃木県行政書士会館２階からＺｏｏｍによる配信
○研修内容　相続の相談・受任・実務について
○講　　師　行政書士　細見　愛子
○対 象 者　会員、補助者（会場受講は一事務所に付きどちらか１名。）
○定　　員　会場受講者　１２名　　Ｚｏｏｍ受講者　８０名　（基本先着）
○受 講 料　無料
○資　　料　申込者には、後日ダウンロード方法をＦＡＸまたはメールにてお知らせします。
会場受講者も、ご自身でご用意ください。会場では配布いたしません。

○申込方法　会場受講
ＦＡＸもしくはメール（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）。
補助者が受講する場合、メールであっても必ず会員名と補助者名をご記入ください。
受講者証を送信します。
Ｚｏｏｍ受講
当会ホームページの会員専用ページ「事務連絡」にある「相続研修会第１回申込について」からお申込み下さい。
○申込締切　９月１１日（月）

研修詳細

シリーズ「相続」研修会　第２回

市民法務部　主催

シリーズ研修ではありますが、内容は各回独立していますので、受講したい内容のみの参加で問題ありません。ぜひご参加ください。

○開催日時　令和５年１０月５日（木）１３：３０～１６：１０
○開催場所　栃木県行政書士会館２階からＺｏｏｍによる配信
○研修内容　戸籍の見方について
○講　　師　行政書士・司法書士　小平　磨弓
○対 象 者　会員、補助者（会場受講は一事務所に付きどちらか１名。）
○定　　員　会場受講者　１２名　　Ｚｏｏｍ受講者　８０名　（基本先着）
○受 講 料　無料
○資　　料　申込者には、後日ダウンロード方法をＦＡＸまたはメールにてお知らせします。
会場受講者も、ご自身でご用意ください。会場では配布いたしません。

○申込方法　会場受講
ＦＡＸもしくはメール（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）。
補助者が受講する場合、メールであっても必ず会員名と補助者名をご記入ください。
受講者証を送信します。
Ｚｏｏｍ受講
当会ホームページの会員専用ページ「事務連絡」にある「相続研修会第２回申込について」からお申込み下さい。
○申込締切　９月２７日（水）

研修詳細

農地法基礎研修会

土地利用開発部　主催

○開催日時　令和５年９月２２日（金）１３：３０～１５：３０
○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○研修内容　農地法第３条、第４条、第５条の基礎を学びます。
○講　　師　行政書士　大塚　圭希
○対 象 者　会員、補助者（一事務所　会員１名もしくは補助者１名）
○定　　員　２４名　※受講者証を送付します。
○受 講 料　５００円
○申込方法　ＦＡＸまたはメール。（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）
○申込締切　９月１５日（金）

研修詳細

会社設立　基礎研修会

中小企業支援部　主催

会社設立の基礎に関する研修会です。入会１、２年の方向けの内容を予定しています。

○開催日時　令和５年９月２６日（火）１３：３０～１６：００
○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○研修内容　会社設立の基礎について
○講　　師　行政書士　金田　修治
○対 象 者　会員
○定　　員　３０名（先着）※受講者証を送付します。
○受 講 料　５００円
○資　　料　研修会当日配布します。
○申込方法　ＦＡＸまたはメール。（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）
○申込締切　９月１８日（月）

研修詳細

国際業務研修会（渉外戸籍）

国際部　主催

○開催日時　令和５年１０月２５日（水）１３：３０～
○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○研修内容　①渉外戸籍の基礎について
　　②相談事例研究　　昨年度から引き続き、具体的な事例から学びます。
○講　　師　①宇都宮市役所市民課戸籍グループご担当者様
○対 象 者　会員（申請取次者でなくても受講できます。補助者は不可）
○定　　員　なし（受講者証は送付しません）
○受 講 料　無料
○申込方法　ＦＡＸまたはメール。（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）
○申込締切　１０月２０日（金）
○駐 車 場　行政書士会駐車場が満車の場合は栃木県不動産会館駐車場をお使いいただけます。
　　※不動産会館の建物の前の駐車スペースは使用できません。

研修詳細

日行連倫理研修規則に基づく一般倫理研修会（集合形式での研修）　総務部　主催

「日本行政」や「行政書士とちぎ」で既に周知を図っているとおり、日行連「倫理研修規則」の施行に伴い一般倫理研修の受講が義務化となりました。

現在会員の方は令和６年３月末日までに研修を修了する必要があります。

７月に引き続き、研修サイトと同じ内容の研修会を集合形式で開催します。離席せず３時間の内容をすべて受講すると修了証が交付されますので、修了されていない方はお申し込みください。

○開催日時　令和５年９月２７日（水）１３：３０～１６：３０（受付開始１３：００）
○開催場所　コンセーレ　大ホール（宇都宮市駒生１丁目１番６号）駐車場あり
○研修内容　日行連一般倫理研修（中央研修所研修サイトの内容と同一）
○対 象 者　行政書士
○定　　員　７０名（先着順）　※受講者証を送付します。
○受 講 料　無料
○申込方法　ＦＡＸまたはメール。（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）
○申込締切　９月２５日（月）
○当日持参　**行政書士証票・受講者証**

※途中での入退室、中座の方には修了証の発行は行いません。
※既に研修を修了している方のお申し込みはご遠慮ください。
※令和５年度中に、同じ集合研修を実施する予定ですが、現在のところ日にちは未定です。

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（７月）	０名
更新申出（７月）	１名
申請取次行政書士（７月末現在）	１６０名

★申出の必要書類・費用等、詳細は「会のホームページ―【会員専用】ページ―各種申請様式―申請取次行政書士―申請取次行政書士の手続き（説明）」をご確認ください。

※新規申出（失効し、再取得される方も新規扱いです）は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：０２８－６３５－１４１１）
次回の予約締切日：８月３１日（木）　受付日：９月１３日（水）時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月１５日です。
（更新手続きは有効期限の２ヶ月半前から受付開始します。有効期限月のお手続きの場合、期限内に新たな証明書が届かないことがありますので、期限に余裕を持ってお手続きください。）

※令和５年度の日行連の申請取次関係研修会の日程表が公表されました。申出に関する特例措置等については、日行連ＨＰ会員向けサイト「連con」に掲載されております。

募　集

研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研　修　名		受講料	申込〆切	申込 会員	申込 補助者	ﾃｷｽﾄ申込
9/6	土地利用入門研修会	５００円	9/1			—
9/11	貨物自動車運送事業研修会（全2回）第1回	５００円	9/3			—
10/2	貨物自動車運送事業研修会（全2回）第2回	５００円	9/24			—
9/20	シリーズ「相続」研修会　第1回	無　料	9/11			
		Zoom受講希望者は会員専用ページからお申込み下さい。				
10/5	シリーズ「相続」研修会　第2回	無　料	9/27			—
		Zoom受講希望者は会員専用ページからお申込み下さい。				
9/22	農地法基礎研修会	５００円	9/15			—
9/26	会社設立　基礎研修会	５００円	9/18			—
9/27	日行連倫理研修規則に基づく 一般倫理研修会（集合形式での研修）	無　料	9/25			—
10/25	国際業務研修会（渉外戸籍）	無　料	10/20			—

支部名		会員氏名	
ＦＡＸ		補助者氏名	

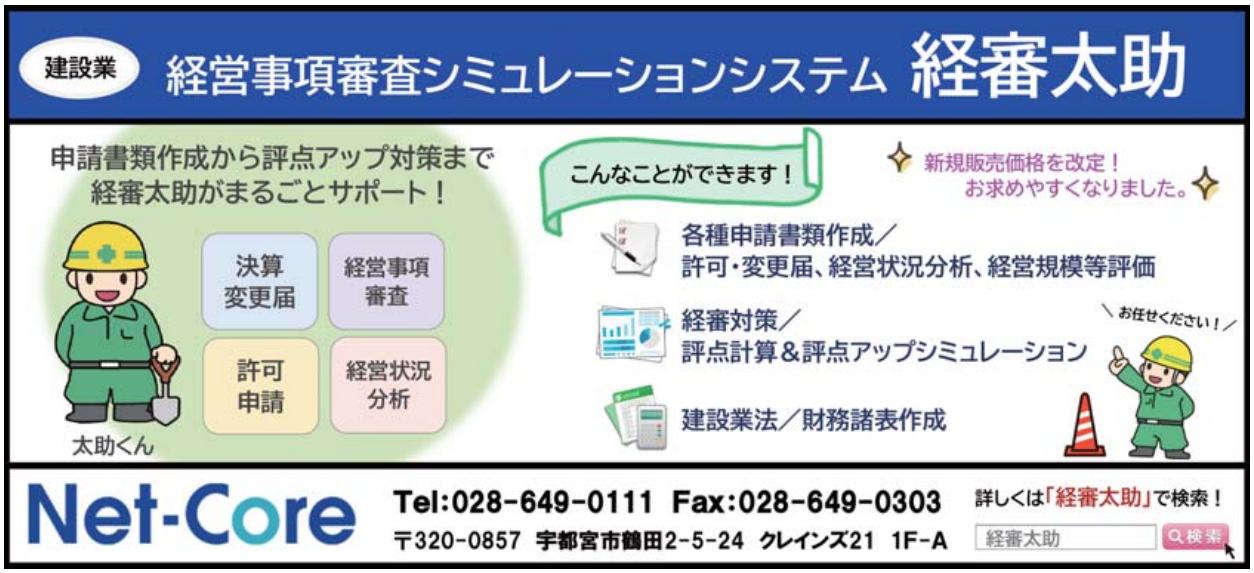

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（令和５年７月 31 日現在）

	支部・氏名	登録年月日 入会年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	小　山 岩上　孝子	R5.7.15	329-0507	いわかみ行政書士事務所 下野市文教 1-17-24	080-3570-1140	
	宇都宮 大嶋　瑞恵	R5.7.15	320-0861	ハロー行政書士法人 宇都宮市西 1-4-27 TAKASHOビル３階 B	028-610-5931	
	宇都宮 山口　光徳	R5.7.15	320-0806	行政書士山口光徳事務所 宇都宮市中央 1-10-9 TRUSTY 大銀杏ビル 12F	028-688-7608	

【退　会】

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
宇都宮	舩山　芳夫	R5.7.11	廃　業				

【変　更】

支部	氏名	変更事項	変更内容
那　須	百目木和好	所在地	大田原市紫塚 2-3965-16

「職務上請求書」購入時、「日行連一般倫理研修の修了証」の添付が必要になります!!

(1)事務局へ以下の書類等を持参（または郵送）
　①購入申込書　②誓約書　③使用済み職務上請求書綴り
　④日行連一般倫理研修修了証の写し

(2)事務局は書類等にもれが無いことを確認し、預かり、保管
　・使用済み職務上請求書綴りに不備（未記入等）がある場合はお預かりできません。

(3)毎月２１日以降に職務上請求書管理委員会を開催し、払出しの可否の判断
　・払出しの可否の判断が難しい場合、文書や面談で業務の確認を行うことがあります。

(4)払出し可の購入申込みに対し、翌月１日に新しい職務上請求書の発送(又は窓口でお渡し)

購入申込一式を事務局において保管	委員会を開催、全数確認

▲毎月２１日　▲当月２０日　▲翌月１日払出し

★郵送の場合は本人限定郵便のみの取扱いになります。名宛人以外の受け取りはできません。
★詳しい説明・書式は、当会の会員専用HP「各種申請様式」に掲載してあります。
★日行連一般倫理研修は、日行連中央研修所研修サイトからオンライン受講できます。→P.13 参照

編集後記

蝉の声が聴こえ梅雨明け間近だな～と思っていたら、いきなり猛暑日が続き、冷房の効いた部屋に閉じこもる日々が続いています。昆虫達は暑さに負けず活発に活動している姿を見ると、人間て弱い生き物なのだな～と感じる事があります。近頃はコロナに感染したとの話題が無くなり、それなりに安心していますが、熱中症にならないよう規則正しい食事と、水分を摂り、この夏の暑さに負けないよう頑張ろうと思っています。

（広報部　豊田近弘）

行政書士とちぎ　８月号　No.560

発行人　栃木県行政書士会　会長　安野光宣
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://gt9.or.jp/
編　集　広報部
印刷所　有限会社　高久印刷

行政書士とちぎ 2023.8　令和５年８月15日発行　第560号
栃木県行政書士会　〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

令和5年度

行政書士試験

試験日：令和5年11月12日（日）

試験案内・受験願書の配布期間

窓口配布　令和5年 7/24（月） ▶ 令和5年 8/25（金）
各都道府県庁、各都道府県行政書士会他

郵送配布　令和5年 7/24（月） ▶ 令和5年 8/18（金）
8/18（金）必着

請求先　〒252-0299　日本郵便株式会社
相模原郵便局留「(一財)行政書士試験研究センター 試験課」
※7月3日(月)から受験願書の配布の請求を受け付けます。発送は配布開始日(7月24日(月))以降となります。

受験願書の受付期間

インターネット受付　令和5年 7/24（月）午前9時から ▶ 令和5年 8/22（火）午後5時まで

郵送受付　令和5年 7/24（月） ▶ 令和5年 8/25（金）
当日消印有効

受験資格

年齢、学歴、国籍等に関係なく、どなたでも受験できます。

合格発表

令和6年 1/31（水）

問合せ先
総務大臣指定試験機関 一般財団法人行政書士試験研究センター
03-3263-7700（試験専用照会ダイヤル）　https://gyosei-shiken.or.jp